

現在の新型コロナウイルスの状況を踏まえた

県教育委員会の対応（令和2年4月7日現在）

1 公立学校における対応について

- (1) 県立学校については、4月6日からの臨時休業の期間を5月6日までとする。
- (2) 市町村立学校についても、同様の措置を執るよう各市町村教育委員会に要請する。
- (3) 県立学校には、保護者等からの相談に応じる窓口を引き続き設置する。
また、市町村教育委員会に対し、市町村立学校において同様の対応を執るよう特段の配慮を依頼する。
- (4) 県立特別支援学校においては、特段の事情により自宅で過ごすことができない幼児・児童・生徒には、その居場所について、保護者と個別に相談、調整の上、対応する。
また、市町村教育委員会に対し、市町村立学校において同様の対応を執るよう特段の配慮を依頼する。※1
※1 幼稚園の幼児（預かり保育を含む）、小学校、義務教育学校前期課程の児童、特別支援学校、特別支援学級の児童・生徒を想定
- (5) 県立学校においては、休業期間中に学年毎やクラス毎の一律の登校日を設けない。
ただし、県立高等学校、中等教育学校については、教科用図書等の購入や学習課題に係る指導・連絡のために、個別に登校する機会を設けることができる。
- (6) 市町村立学校※2については、各市町村教育委員会が、地域の実情を踏まえ、休業期間中に、短時間の学年別等の登校による、週1回程度の登校日（任意登校日）を設けることができる旨を通知する。
※2 幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校前期課程

(7) 県立学校における教職員の勤務については、引き続き学校運営に支障がない範囲で在宅勤務を実施する。在宅勤務が実施困難な場合は、拡大時差出勤や年次休暇取得など、学校の実情に応じて対応を図る。

また、市町村立学校における教職員の勤務については、各市町村教育委員会が、県立学校の対応を参考とし、地域等の実情を踏まえながら、同様の対応を執るよう依頼する。

以上について、県立学校長及び市町村教育委員会教育長に通知する。

2 社会教育施設における対応について

「新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた県の基本方針（令和2年4月6日改定）」に基づき、8月31日まで休館とする。